

令和7年度 熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援補助金の概要

1. 補助対象者

「熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線（以下「JAL便」という。）」を利用する以下の要件を満たす団体向け旅行商品を造成・催行又は個人向け旅行商品を手配した旅行業者が対象。なお、一つの旅行業者で複数の支店又は事業所があり、支店又は事業所ごとに団体向け旅行商品を造成・催行等する場合は、支店又は事業所ごとを補助対象者とする。

①② 〈JAL便利用+県内宿泊プランの場合〉

- ① 「JAL便の片道又は往復利用」 ＋ 「県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・催行」
- ② 「 ” 」 ＋ 「県内の宿泊を含む個人向け旅行商品を手配」

③④ 〈JAL便利用+県内発旅行プランの場合〉

- ③ 「JAL便の片道又は往復利用」 ＋ 「県内発の団体向け旅行商品を造成・催行」
- ④ 「 ” 」 ＋ 「県内発の個人向け旅行商品を手配」

⑤⑥ 〈①～④+同日中に同一航空会社国内線を乗継便利用するプランの場合〉

- ⑤ 「JAL便の片道又は往復利用」 ＋ 「同日中に同一航空会社国内線を乗継便利用」
＋ 「県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・催行」
or
「JAL便の片道又は往復利用」 ＋ 「同日中に同一航空会社国内線を乗継便利用」
＋ 「県内発の団体向け旅行商品を造成・催行」
- ⑥ 「JAL便の片道又は往復利用」 ＋ 「同日中に同一航空会社国内線を乗継便利用」
＋ 「県内の宿泊を含む個人向け旅行商品を手配」
or
「JAL便の片道又は往復利用」 ＋ 「同日中に同一航空会社国内線を乗継便利用」
＋ 「県内発の個人向け旅行商品を手配」

2. 補助対象期間

第1期：令和7年 9月1日から令和7年9月30日まで

第2期：令和7年12月1日から令和8年1月31日まで（ただし、12月27日～1月5日の期間を除く。）

第3期：令和8年 2月1日から令和8年3月10日まで

<留意点>

- ・①～⑥共通：JAL便の利用について、往路・復路のどちらかが補助対象期間から外れる場合は、補助対象期間内の利用分のみ補助金の対象とする。
(例：12/26～12/28の旅行日程の場合、12/26の利用が補助金の対象)
- ・②④⑥共通：県内発の個人向け旅行商品の手配について、補助対象期間内にJAL便を利用するものを補助金の対象とする。
(例：3/11～3/12の旅行日程を3/1に手配した場合、補助金の対象外)

3. 補助金額

- ・対象旅行商品の搭乗者1名あたり片道2,000円、往復4,000円
- ・なお、同日中に同一航空会社国内線に乗継便利用する場合は、搭乗者1名あたり片道1,500円、往復3,000円を加算
- ・旅行業者の補助回数、補助金の上限額

補助対象期間	補助回数	補助金の上限額
第1期	1回	合計600,000円
第2期	1回	合計600,000円
第3期	1回	合計600,000円

- ・(参考) 令和7年度予算額 7,100,000円
(第1期1,775,000円、第2期3,550,000円、第3期1,775,000円)

4. 交付申請

旅行商品の搭乗日の**2か月前までに**熊野白浜リゾート空港地域振興委員会南紀白浜空港利用促進実行委員会会長(以下「会長」という。)に交付申請書(別記第1号様式)を提出。その際に、

- ・熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線の搭乗者の予定数
- ・宿泊先がわかる資料

を添付する。

5. 実績報告

旅行商品の最終搭乗日から起算して**30日以内**(3月に実施する対象旅行商品については3月20日まで)に会長に実績報告書(別記第5号様式)を提出。その際に、

- ・熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線の搭乗者の実績
- ・宿泊先が確認できる資料

を添付する。

6. 補助金の交付

適正な請求書を受理した**翌月末日までに補助金を交付**する。ただし、3月に実施する対象旅行商品については3月末までに補助金を交付する。

7. 補助金額活用等の広告

各旅行商品を各種媒体で広告する際は、「熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援補助金」を活用している旨の記載や「熊野白浜リゾート空港のロゴマーク」の掲示を積極的に取り組む。